

各種報告書の審査

■ 倫理法では、国家公務員と事業者等との関係の透明性を確保するため、3種類の報告制度を定めています。

- ① 贈与等の報告(本省補佐級以上の職員。事業者等からの5,000円を超える贈与、飲食の提供、講演等の報酬等について報告)
- ② 株取引等の報告(本省審議官級以上の職員)
- ③ 所得等の報告(前年1年間を通じて本省審議官級以上の職員)

報告の手続の流れ

